《災害時の避難場所と避難の仕方》

Ⓐ避難の仕方は、「集団避難方式」です。
Ⓑ避難場所への移動は下図のとおりです。

災害発生避難開始

①

＊近くの避難住民が一時的に集合し集団を形成する場所。

一時（いっとき）集合場所へ
（各支部が集合する場所）

②

＊延焼火災やその他の危険から逃れるための避難所。

広域避難場所へ
・西伊興１～４、伊興４～５の人達：舎人公園一帯
・伊興１、３の人達：第十四中学校一帯
・伊興２の人達：フレール西新井中央公園一帯

③

自　宅　へ

＊住居の居住可能、安全確認が出来たら、災害対策本部の指示で自宅へ戻る。

④

第一次避難所へ
（西伊興小学校）

＊家屋の倒壊、消失などの被害を受け、引き続き支援を必要とする人達の避難場所
（避難所運営本部を開設し、運営する）。

⑤

第二次避難所へ
（伊興学習センター）

＊要介護高齢者、障がい者などを一時的に受入れて保護する。